

特別史跡新居関跡保存活用計画（案）



令和6年3月

湖西市教育委員会

凡 例

1. 新居関跡の名称について

特別史跡新居関跡の名称について以下のとおりとする。

特別史跡新居関跡：史跡としての正式名称および史跡として指定された範囲

新居関跡：大正 10 年（1921）の史蹟指定後から現在に至るまでの名称

新居関所：慶長 5 年（1600）の関所設置後から大正 10 年に史蹟指定を受けるまでの名称

2. 建物の名称について

関所機能時に構内に存在した建物についての表記は、以下の表のとおりとする。

表 建物名称一覧

建物区分		建物名	部屋名
関所建物	現存する関所建物	面番所棟	上之間
			中之間
			次之間
		書院棟	御書院
			御書院次之間
		下番勝手棟	下番勝手
	同心休息所		
	消滅した関所建物	上番勝手棟	上番勝手
			御用達場
			台所
土間			
附属施設	大御門	—	
	裏御門	—	
	女改之長屋	—	
	船会所	—	
	土蔵	—	

目次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的・範囲	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の対象範囲	2
第3節 委員会の設置・経緯	3
(1) 委員会の設置	3
(2) 策定までの経緯	3
第4節 関連計画との関係	5
(1) 上位関連計画	5
(2) 関連する個別の計画	6
(3) 新居関跡の整備事業に関連する計画・基本設計	6
第2章 史跡等の概要	9
第1節 指定に至る経緯	9
第2節 指定の状況	10
(1) 指定告示	10
(2) 指定地の範囲	11
(3) 指定後の調査概要	11
第3節 指定地および周辺の状況	13
(1) 追加指定地の公有地化	13
(2) 指定地の管理	13
(3) 指定地に関わる法規制等	14
第4節 史跡を取り巻く環境	19
(1) 自然環境	19
(2) 社会・文化環境	22
(3) 歴史環境	28
第5節 特別史跡指定後の調査成果と整備経過	41
(1) 調査成果	41
(2) 整備事業の経過	53
第3章 史跡の本質的価値	57
第1節 指定説明文	57
第2節 本質的価値の明示	58
第3節 新たな価値視点の明示	59
第4節 構成要素の特定	60
第4章 史跡の現状と課題	68
第1節 保存管理の現状と課題	68
(1) 特別史跡指定地全体の保存管理における現状と課題	68
(2) 本質的価値を構成する枢要の要素の保存管理における現状と課題	68
(3) 防災における現状と課題	71

第2節	活用の現状と課題	72
(1)	特別史跡全体の活用における現状と課題	72
(2)	個別要素の活用における現状と課題	72
(3)	新居関所史料館での活用事業における現状と課題	73
(4)	イベント面での活用における現状と課題	75
(5)	教育分野での活用における現状と課題	76
(6)	周辺の文化財や施設と連携した活用における現状と課題	76
(7)	ユニークベニユーの活用における現状と課題	77
(8)	広報活動における現状と課題	78
(9)	関係する関所や博物館との連携における現状と課題	78
(10)	新居関所史料館所蔵史資料や調査・研究成果の活用における現状と課題	79
第3節	整備の現状と課題	80
(1)	特別史跡指定地全体の整備における現状と課題	80
(2)	保存のための整備における現状と課題	80
(3)	活用のための整備における現状と課題	83
第4節	運営体制の現状と課題	86
(1)	計画の実施体制における現状と課題	86
(2)	関係機関等との連携における現状と課題	86
第5章	大綱・基本方針	88
第1節	大綱	88
第2節	基本方針	88
第6章	保存（保存管理）	89
第1節	保存管理の方向性	89
第2節	指定地の地区区分と保存管理の方法	90
(1)	地区区分	90
(2)	保存管理の方法	90
第3節	関所建物の保存管理	94
(1)	部分の設定と保護の方針	94
(2)	部位の設定と保護の方針	94
(3)	関所建物の部分の設定	95
(4)	関所建物の部位の設定	97
第4節	現状変更の取扱方針および取扱基準	98
(1)	現状変更に関わる総則	98
(2)	区域ごとの現状変更等の許可基準	98
(3)	現状変更等の行為の許可権者	101
(4)	現状変更許可等を要しない行為	102
(5)	き損届・復旧届	103
第5節	追加指定および公有地化の方針	104
第6節	防災	104
(1)	防災体制	104

- (2) 建物の防災方法 106
- (3) 地下遺構の防災方法 107

第7章 活用 _____ 108

- 第1節 活用の方向性 108
- 第2節 活用の方法 109
 - (1) 特別史跡指定地全体の活用 109
 - (2) 個別要素の活用 109
 - (3) 新居関所史料館での活用事業 109
 - (4) イベント面での活用 110
 - (5) 教育分野での活用 110
 - (6) 周辺の文化財や施設と連携した活用 . 110
 - (7) ユニークベニュー等における活用 . . 110
 - (8) 広報活動 111
 - (9) 関係する関所や博物館との連携 . . . 111
 - (10) 新居関跡関係史資料および調査・研究
成果の活用 111

第8章 整備 _____ 113

- 第1節 整備の方向性 113
- 第2節 整備の方法 113
 - (1) 特別史跡指定地全体の整備方法 . . 113
 - (2) 保存のための整備方法 114
 - (3) 活用のための整備方法 114
 - (4) 新居関所史料館の整備 115
- 第3節 既存計画の見直し 117
 - (1) 保存整備基本計画の見直し 117
 - (2) 段階的整備計画の見直し 119

第9章 運営体制 _____ 122

- 第1節 運営体制整備の方向性 122
- 第2節 運営体制整備の方法 122
 - (1) 計画の実施体制 122
 - (2) 関係機関等との連携 122

第10章 実施計画 _____ 124

- 第1節 施策の実実施計画 124
- 第2節 経過観察 126

【資料編】

関所建物（面番所）の部位の設定